

事業完了実績報告書の提出について(R2 第三次補正予算インバウンド(車両))

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業(車両の登録)が完了したときには「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の完了日(車両が新規登録された日)から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。なお、交付決定前に補助対象事業(車両の登録)が完了している場合は、交付決定日から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。

ユニバーサルデザインタクシーについては「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービス利便向上促進事業(自動車))に関する運用方針」に基づき、12月末日までに事業を完了し、事業完了日の翌年の1月末日までに提出する必要があります。1月末日までに提出することが困難な場合は、事前に自動車交通部旅客第二課にご相談ください。

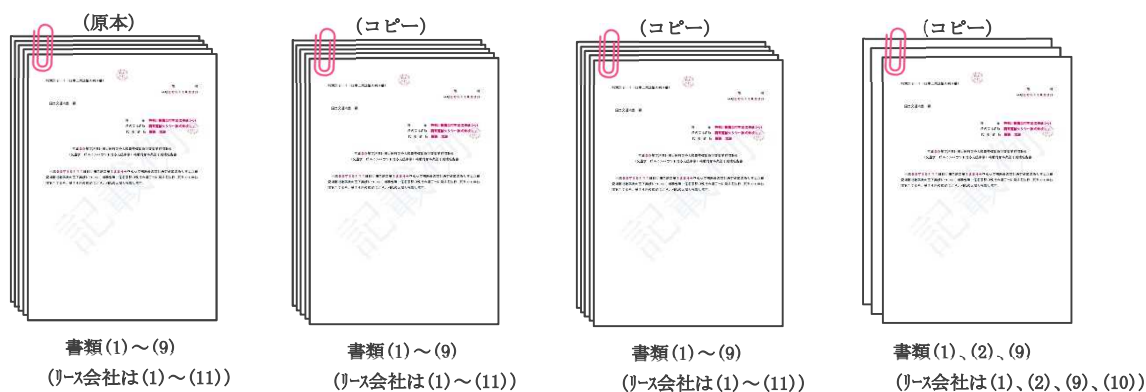
例) 補助対象事業の完了日: 11月 1日 → 完了実績報告書の提出期限: 12月 1日

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部(原本1部、コピー3部)となります。
(※申請者控えが必要な場合は5部をご用意してください)
- ◆ 提出書類はすべてA4片面とし、製本(糊付け・ホチキス止めを含む。)はせずにクリップ止めとしてください。

(1) ユニバーサルデザインタクシーを導入する場合

【完了実績報告書の提出書類】(記載方法は記載例をご確認ください)



- (1) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)補助対象事業完了実績報告書(様式第6-6)
- (2) 令和2年度:訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)補助対象事業完了実績表(様式第6-6別紙2)
- (3) 補助対象事業に係る請求書の写し(登録番号等、購入費用の内訳(オプション、諸費用、車両本体各)及び車名・グレードが確認できるもの)

- (4) 補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）
- (5) 補助対象事業に係る自動車検査証の写し
- (6) 補助対象事業に係る事業用自動車の写真（自動車の前面、左側面、後面（いずれもUDマークが確認できるもの）及びスロープを装着した状態の写真）
- (7) 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領」3. ②(P18)において、「バス・タクシー車両の移動等円滑化に係る事業については、～あわせて多言語化、無料公衆無線LAN環境の整備又はキャッシュレス対応のいずれかを行うこととする。」となっているため、下記のとおり、対応状況を証する写真。
 - 多言語化
 - ・車内に設置した翻訳機の写真
 - ・多言語案内・翻訳用タブレット（翻訳アプリのインストールが確認できるもの）車内に設置した写真
 - 無料公衆無線LAN
 - ・車内に設置した機器の写真
 - キャッシュレス対応：
 - ・車内に設置した機器の写真
- (8) 観光振興事業・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価（一次評価）
- (9) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式6-9）

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (10) 貸与する車両・船舶の状況（様式第6-6別紙2-2）
- (11) 自動車リース契約書

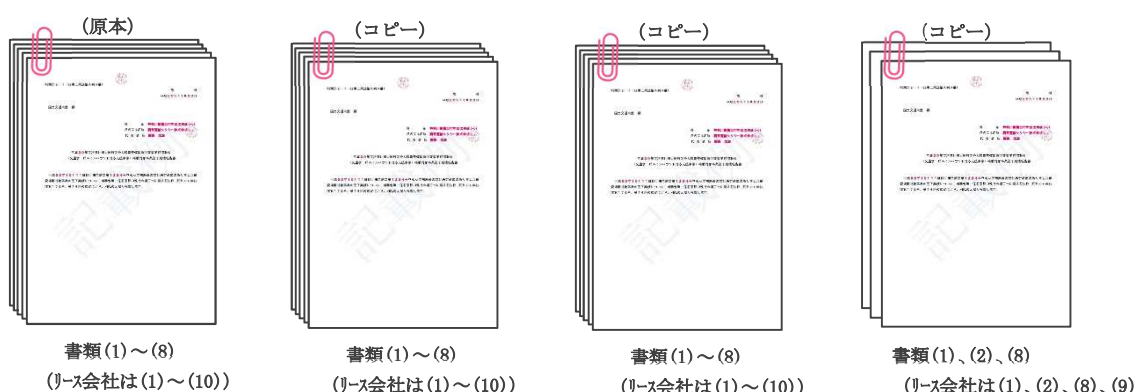
※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式6-6別紙2において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
 - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「(4)補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」
- リース会社の場合であって、自動車リース料金から補助金相当額を減免せず、タクシー事業者に補助金を渡す場合
 - タクシー会社へ補助金を渡す旨を記載した「**理由書**」
- 交付申請時に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、UD研修の開催が中止されるなどにより、UDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料を添付していない場合。

- UD研修の受講者数調べ（様式指定あり）
- 必要人数分のUD研修受講修了証
- 交付申請時に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、通達に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施することが困難として、計画書面を提出した場合。
 - 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）

（2）ジャンボタクシーを導入する場合

【完了実績報告書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）



- (1) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）補助対象事業完了実績報告書（様式第6-6）
- (2) 令和2年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）補助対象事業完了実績表（様式第6-6別紙2）
- (3) 補助対象事業に係る請求書の写し（登録番号等、購入費用の内訳（オプション、諸費用、車両本体各）及び車名・グレードが確認できるもの）
- (4) 補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）
- (5) 補助対象事業に係る自動車検査証の写し
- (6) 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領」2. ①(P16)において、「ジャンボタクシーを導入・改造する際は、主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、当該車両にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を搭載する車両に限る。」となっているため、車内に設置したキャッシュレス決済機器の写真。
- (7) 観光振興事業・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価（一次評価）
- (8) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式6-9）

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (9) 貸与する車両・船舶の状況（様式第6-6別紙2-2）

(10) 自動車リース契約書

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式 6-6 別紙 2 において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
 - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「(5)補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」
- リース会社の場合であって、自動車リース料金から補助金相当額を減免せず、タクシー事業者に補助金を渡す場合
 - タクシー会社へ補助金を渡す旨を記載した「**理由書**」